

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等免除の取扱い期間延長について

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々の保険医療機関での一部負担金等の取扱いについて、令和 7 年 6 月 30 日までの期間で一部負担金等の免除をご案内しておりましたが、今般、取扱期間を令和 7 年 9 月 30 日まで延長いたします。保険医療機関での診療・調剤等について一部負担金等免除の取扱いを受けるには、当組合が発行する「一部負担金等免除証明書」の医療機関窓口での提示が必要です。下記の通りご案内いたしますので、期間延長及び免除証明書についてご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 猶予及び免除する一部負担金等の範囲（変更なし）

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いを猶予及び免除いたします。

- ・ 一部負担金（通常 3 割負担の保険医療機関窓口での支払い）
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件（変更なし）

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する加入者であること。

- （1） 令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の被保険者又は被扶養者であること。
- （2） 令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかに該当された者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※最新の災害救助法適用市町村の確認は下記、ホームページで確認できます。

内閣府HPアドレス⇒ <http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.tekiyou.html>

3. 一部負担金免除証明書の発行について

一部負担金等の免除を受けるには、当組合発行の「一部負担金等免除証明書」の窓口での提示が必要です。既に申請をされ、令和 7 年 6 月 30 日までの免除証明書をお持ちの方には、7 月 1 日以降順次、期間延長後の免除証明書を送付いたします。免除証明書をお持ちでない方は、別紙「一部負担金等免除申請書」に必要書類（罹災証明書の写し等）を添えて、イオン健康保険組合まで送付願います。「一部負担金等免除申請書」はイオン健康保険組合ホームページ内「各種届出書・申請書ダウンロード」よりダウンロードが可能です。

4. 免除期間

令和 7 年 9 月 30 日まで